

庄内町代表監査委員 齋 藤 昌 史 殿  
庄内町監査委員 小 林 清 悟 殿

庄内町長 原 田 眞 樹

定期監査の結果に係る措置について（通知）

平成25年12月12日付け監発第66号にて提出のありました平成25年度定期監査報告書に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

区 分	指摘を受けた事項	指摘に対する措置
総務課	(1) 空調機保守点検業務について、適正な点検報告書（完了報告、チェックシート、業務写真等を具備したもの）を提出させるように業者指導及び庁内指示されたい。業務仕様の内容（故障時技術員派遣や消耗品交換等の費用が有償か無償か）について、その取扱いを庁内統一するために調査検討されたい。	点検報告書の体裁については、指摘された内容に沿うものが提出されるように仕様書に明記します。 業務仕様の内容の統一については、各課の仕様書を比較し、検討します。
	(2) 収入未済額（未納額）の債権が、多課にわたって様々な内容（公法か私法か、強制徴収可能か不可か、時効の年月と援用の有無等々）となっている。担当任せでは難しい法的処理も考えられるので、総務課を中心にしたプロジェクトチームによる債権対応マニュアル作成等を検討されたい。	所管課も含め、検討します。
情報発信課	(1) 電算システム業務における一者随契について、複数による見積競争させることができないのか検討されたい。また、その金額が妥当なのかどうかについて定期的に検証する仕組みを検討されたい。	●住民情報システム20業務（基幹システム）については、庁内に見直し検討会（PT会議）を設置し、約1年4ヶ月の検討期間を経て結果一者と契約を締結しました。当該検討会では、主要4メーカーのシステムデモや見積評価など総合的判断を行いました。また、更なる経費削減を目指すため三川町との共同利用を実現するなど、より広い視点で検討を進めたことで価格の妥当性は確保できていると考えています。

		<p>●庁内のネットワーク及びシステム関連の契約については、次のとおり業務担当課として整理しています。</p> <p>庁内のネットワークは、情報系、基幹系、教育系、国保ラインと複数のネットワークが同じスイッチ（HUB）で動いており、複雑な設計を成しています。これを複数業者が入り組んだ契約で運用することは、障害時の対応等に大きな弊害が発生すると考えているため、メインとなる業者を確保していきたいと考えています。</p> <p>一方で、サーバに IP アドレスを付与してやることで運用が可能なシステムや、単純な設定で運用が可能なパソコンやプリンタ等は、入札又は二者以上の随意契約を行うよう努めます。</p> <p>なお、金額の妥当性については、他の市町村の状況が把握できるように、県に調査してもらいたい旨要望しています。</p>
環境課	(1) バッテリーカーの料金収納について、土日はシルバー人材センターに委託しており、収納業務が一人で行われている。収納時は二人で金額確認ができる体制を確立されたい。	土日の風車村センター及び農林漁業体験実習館の管理等は、各施設 1 名ずつの配置をシルバー人材センターに委託しておりますので、連携しながら対応できる体制を確立します。
	(2) 風力発電基金の積み増しが想定される。金融機関に対し定期預入れ利率の見積合わせを行い、有利な利率による運用益を図られるよう検討されたい。	固定価格買取制度の恩恵を受け、基金への積立が想定されますが、一方では機器の経年劣化による維持管理費の増加が見込まれますので、支出を検証しながら、定期預入れ額及び有利な利率による運用益について検討します。
税務町民課	(1) 納税貯蓄組合への補助は、立谷沢地区と清川地区の一部地域の集落に対しての補助となっており、その状況は加入率が低くても補助団体としている実情にある。公平、公正の観点から制度のあり方を検討されたい。	これまでの経過もあり、直ぐに廃止はできないものの、本来の趣旨からいっても、組織の加入率が少ない場合は補助団体から外すべきだろうと考えています。実態を踏まえながら働きかけをしていきます。
	(2) 滞納者について、滞納処分を厳正に取り扱い、安易な時効による不納欠損処理としないよう対処されたい。	時効管理をしっかりと行い、対応できる案件については早めの対応を行うとともに、担税能力のないことが明らかな滞納者については執行停止にするなど、メリハリのある対応を心掛けていきます。
保健福祉課	(1) 介護保険料の滞納について、公平、公正の観点からも、安易な時効による不納欠損処理としないよう対処されたい。	未納者対策の強化とともに適切な滞納処分を行い、負担の公平性確保に努めていきます。

	(2) 狩川保育園と余目保育園の空調機保守点検業務委託について、成果物（報告書、業務写真）や消耗品、オイル交換等の費用の取扱い（追加負担の有無）が委託業者により違っていた。業務のあり方、必要性を含め契約内容を精査し整合性を図りたい	実際は消耗品を別途に請求されておりません。一方の契約書で別途事項として消耗品の取扱いが記載されておりますが、故障等で通常を超えるオイル等の交換が必要になった場合を想定していたものです。今後は契約書上の条文及び成果物についても整合性を図ります。
建設課	(1) 生活道路除雪事業補助金について、2戸以上が利用する町道外の生活道路も対象としているが、機械除雪における対象路線を基本町道としていることとの整合性や申請が拡大した場合の財政負担等を見極め、より良い仕組みを検討されたい。	本事業も3年目となり、行政区長さんの意見もお聞きしながら、各補助対象条件等、より良い仕組みとなるよう見直しも含めた検討を進めます。
	(2) 八幡公園及びフラワーガーデンとふれあいひまわり広場の指定管理について、これまで余剰金処理において積立金或いは残金等として繰り越されてきた。その取扱いや内容を十分吟味し、併せて全体業務内容も精査し、更新時の指定管理委託料を検討されたい。	これまでの実績を精査し、そのうえで、次期指定管理期間における委託料も含め条件を設定して公募したところであり、先の12月議会定例会において次期指定管理者が議決され、決定している状況です。 今後も、指定管理の業務内容については、更に効果的となるよう不斷的に検討を進めます。
農林課	(1) まごころなっばの会について、会計（通帳管理）移管から始めて、いずれ事務処理、運営全体を自立されるように指導されたい。	12月3日に役員会を開催し、通帳管理の移管や将来的な運営の自立について協議しましたが、結論には至りませんでした。 自立に向けて協議を継続していきます。
	(2) 放牧場の運営について、来年1年は鶴岡市道改修のため使えず鶴岡市の月山高原牧場を使用させていただくとのこと。一方、今後市道除雪の負担を求められる可能性もあるとのこと。かかる経費や利益、不利益を比較検証し、町や利用者にとってより効率的で効果的な放牧場運営のあり方を検討されたい。	本年7月の豪雨被害により、放牧場へ通じる鶴岡市道の崩壊による復旧工事に伴い、平成26年度の放牧場使用が不可能となりましたが、平成23年度まで実施した草地改良更新で平成31年度まで耐用年数期間があることから、現状では単年度限りの月山広域牧場への預託を予定しています。 今後は放牧頭数の減少から起因される相互の牧場運営を見直し検討し、預託者や行政、関係機関の費用対効果等を再度比較検証し、より効果的な放牧場運営を図ります。
商工観光課	(1) 庄内臨空工業団地あまらめ連絡協議会の負担金について、用途のほとんどが懇親の飲食費なので、会議そのものの必要性、又は会議の持ち方を検討されたい。	協議会の運営については、来年度見直しをする予定です。 なお、町の負担金については、廃止する方向で検討しています。
	(2) 中小企業グループ支援事業は、中小企業グループの振興事業を実施する団体であれば電気・機械金属受注組合に	本事業については、年度初めの様々な組織の総会等において、商工観光課の主要事業等の概要として配布したり、ホームページや広報にも

	限らず補助することができるので、特定団体への支援ととられないよう広く呼びかけ、多くの団体が利用できるように努められたい。	掲載し、広く呼びかけを行っています。
立川支所(清川出張所)	(1) ふれあいホーム指定管理委託料8万円について、その費用は光熱水費で町が負担していることとなるが、町負担が適切か検討されたい。	ふれあいホーム指定管理委託料については、平成24年度予算において、平成28年度までの5年分を債務負担行為として計上しております。 「指定管理者制度導入に関するガイドライン」により、施設の運営管理上必要な経費を町が負担することについては適切であると考えており、8万円の算定も、指定管理者以前の決算額よりも低い金額として計上し、指定管理者に移行したことによる経費削減となっております。 現在の状況につきましては、各種団体の利用増に伴う利用料金収入の微増もあり、管理運営面での努力がうかがえるため、早く独り立ちしてもらえよう随時運営状況を確認しながら対応していきます。
教育課	(1) 過年度分幼稚園使用料について、町に債権があるのか確認したうえで手続きを検討されたい。	確認のうえ手続きを行います。
	(2) 幼稚園の消防設備について、専門業者の点検時も消防の立入り検査時も不具合を指摘されながらその処置が遅れている。万一の際の安全確保のために速やかに対応されたい。	監査時に指摘のあった点については、対応しております。 今後、消防設備点検時に指摘のあった場合は、予算確保次第、速やかに対応します。
社会教育課	(1) 空調機保守点検業務の一者随契について、見積競争原理を働かせられないのか検討されたい。また、その費用は高額であり、業務内容の精査や必要性の有無について検討されたい。	一者随契については、他課施設の状況も鑑み、複数者による見積執行を検討します。 また、業務で機器の点検・清掃等を実施することにより、機器の長寿命化が図られているという観点から必要と考えていますが、業務の内容について検討します。
	(2) 文化創造館の未収金問題について、先送りせず一定の結論（方向性）を出されたい。	今後の対応について検討を進めていますが、訴訟手続によることは難しいものと思われることから、引き続き督促等による支払いを求めています。